

事 務 連 絡
平成19年5月30日

都道府県
各 指定都市 障害福祉関係主管課 御中
中核市

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部障害福祉課

「就労支援事業の会計処理の基準」に関するQ & Aについて

平素より、障害福祉行政にご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、障害者自立支援法の施行に伴いサービス体系が改められたこと等により、先日、「就労支援等の事業に関する会計処理の取扱いについて」（平成18年10月2日社援発第1002001号厚生労働省社会・援護局長通知）及び「就労支援の事業の会計処理の基準」の留意事項等の説明」（平成18年11月13日事務連絡）をお示し致しました。当該通知等の取扱いにつきまして、今般までに各団体の研修会を実施してまいりましたが、当該研修会におきまして頻繁に提起された質問事項をQ & Aとしてまとめましたので、情報提供させていただきます。

つきましては、貴管内市町村及び障害福祉サービス関係者等に周知していただくようお願い致します。

厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課 福祉サービス係 電話：03-5253-1111（内線3091・3036） FAX：03-3591-8914
